

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

資料2-2

対策項目	時期区分	政府	長野県
①実施体制	準備期	○関係機関の役割を整理するとともに、指揮命令系統等の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う ○研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する ①行動計画等の見直し ・国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関における行動計画等を見直し、各主体における役割分担や対策の選択肢を整理 ②実践的な訓練の実施 ・国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、有事に備えた実践的な訓練を実施 ③国等の体制整備・強化 ・有事に強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続のため、各省庁の業務継続計画の改定等を推進 ・JIHSと連携した人材育成や関係団体・専門家等との連携強化 ・準備期の取組の進捗状況等についてフォローアップを行いPDCAサイクルを回しながら平時の取組を推進 ④国及び都道府県等の関係機関の連携強化 ・平時から関係機関間において情報共有や連携訓練を実施 ⑤国際的な連携体制の整備・強化 ・国際機関や諸外国政府等との間で、有事に速やかに情報共有できる体制整備や共同訓練等を実施	①行動計画等の見直し ・行動計画等を見直し、県における役割分担や対策の選択肢を整理 ②実践的な訓練の実施 ・県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、有事に備えた実践的な訓練を実施 ③地方公共団体等の体制整備・強化 ・県及び市町村は、有事を想定した必要な人員等の確保及び業務継続計画の作成・変更 ・都道府県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める ・有事における対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施とともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う ・新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行い、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保・育成 ④国及び県等の関係機関の連携強化 ・平時から関係機関間において情報共有や連携訓練を実施 ・感染症法に基づく連携協議会を活用した協議
	初動期	○国及びJIHSにおいて迅速かつ的確に事態を把握する ○関係省庁対策会議や関係閣僚会議を開催し、対応方針を協議・決定する ○統括庁や厚生労働省において有事の体制を立ち上げ、初動期における各対策を迅速に実施する ①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 ・国及びJIHSにおいて、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価 ・関係省庁や関係機関との間で迅速に情報共有 ・関係省庁対策会議の開催や、必要に応じた関係閣僚会議の開催により対応方針を協議・決定、公示 ②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・発生についての関係省庁等の間で情報共有 ・病原性が季節性インフルと同程度以下と認められる場合を除き、政府対策本部設置・基本的対処方針策定 ・統括庁及び厚労省の体制を強化//国、都道府県、市町村は、必要に応じて全庁体制へ移行 ③国際的な連携体制の強化：発生国等の要請に応じ海外派遣専門人材チームを派遣//JIHSにおいて、連携関係にある他国の研究機関等に対して情報収集や検体の提供等を要請 ④迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・（国）都道府県及び市町村への財政支援について迅速に検討、所要の措置 ・（都道府県及び市町村）必要に応じて、地方債を発行することを検討、準備	②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ・発生についての情報共有 ・病原性が季節性インフルと同程度以下と認められる場合を除き、政府対策本部設置・基本的対処方針策定⇒県は、直ちに県対策本部を設置し、基本的対処方針の確認・周知 市町村は、必要に応じて対策本部設置を検討、新型インフルエンザ等対策措置の準備 ・国、県、市町村は、必要に応じて全庁体制へ移行 ④迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・県及び市町村は、必要に応じて、地方債を発行することを検討、準備
	対応期	○中長期の対応も想定、特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間において持続可能な体制とする ○各対策の実施状況や、病原体の特性等の変化やワクチンや治療薬の普及等による状況の変化に応じて、機動的に対策を切り替える ①基本となる実施体制の在り方 ・対策の実施体制：（国及びJIHS）有事の組織体系に移行し、感染症の特性に関する情報、感染状況や医療提供体制の状況、国民生活・社会経済活動に関する情報等を継続的に共有。推進会議の意見を聴いて基本的対処方針を変更（都道府県）保健所や地方衛生研究所等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定めつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・国及び都道府県による必要に応じた総合調整・指示と、応援職員等の派遣や代行 ・国際的な連携体制の強化//国際保健規則（IHR）通報や病原体の同定・解析や症例定義に関する協力、ワクチン、治療薬等の開発等に関する連携・協力 ・国による必要な財政上の措置や地方債の発行による財源確保 ②③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の手順 ・関係情報の報告⇒推進会議の意見聴取⇒政府対策本部決定⇒公示⇒都道府県による要請又は命令 ・政府対策本部の廃止⇒公示	①基本となる実施体制の在り方 ・対策の実施体制 - 保健所や地方衛生研究所等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定めつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施 ・国及び県による必要に応じた総合調整・指示 ・職員の派遣・応援への対応…国及び他の都道府県への要請又は対応、市町村への応援職員等の派遣や代行 ・必要な財政上の措置…地方債の発行による財源確保 ②まん延防止等重点措置・緊急事態措置の検討等について ・まん延防止等重点措置の公示…（国への要請⇒）政府対策本部決定⇒公示⇒県による要請又は命令 ・緊急事態宣言の手続…まん延防止等重点措置に同じ、市町村は直ちに対策本部を設置 ③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 ・政府対策本部の廃止⇒県対策本部の廃止

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
②情報収集及び分析	準備期	○関係機関との連携強化含む感染症インテリジェンス体制を構築するとともに、DXを推進する ○平時からの情報収集・分析を行うとともに、有事に収集・分析を強化する情報や把握手段を整理する ①実施体制の構築 ・JIHSとの連携の下、国内外の感染症情報を集約・分析し、リスク評価を行う感染症インテリジェンス体制の整備 ・国内外の関係機関や専門家等との人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上 ②平時に行う情報収集・分析 ・国内外の感染症の発生状況や感染症流行のリスクに関する情報等の収集・分析及びリスク評価 ③人員の確保・訓練 ・多様な背景の専門性を有する感染症専門人材の育成、人員確保、活用及び有事に向けた訓練の実施 ④DXの推進 ・迅速な情報収集・分析に向けた情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDX推進 ⑤情報漏洩等への対策実施 ・情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順の整理	②平時に行う情報収集・分析 ・ 県内における感染症の発生動向を把握・分析 ④DXの推進 ・迅速な情報収集・分析に向けた情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを促進 ・ 医師からの届出に電磁的な方法を活用するなど、医療分野におけるDXを促進
	初動期	○当該感染症のリスク評価体制を確立する ○感染症・医療の包括的なリスク評価や国民生活及び国民経済の状況の収集を行う ○得られた情報や対策を都道府県等に共有する ①速やかなリスク評価体制の確立 ・速やかな感染症インテリジェンス体制の強化及び当該感染症に対するリスク評価体制の確立 ②情報分析・評価に基づくリスク評価 ・有事の体制への移行時期判断に向けた、感染症、医療、公衆衛生等の包括的なリスク評価 ・感染症危機の影響の早期分析に向けた、国民生活及び国民経済に関する情報の収集 ③リスク評価体制の強化 ・継続的なリスク評価の実施に向けた、感染症インテリジェンス体制の強化 ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断及び実施 ⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ・国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策に関する都道府県等や国民等への提供・共有	④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・国のリスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断及び実施 ⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ・ 国等から共有された、国内外からの情報や対策を県民等へ提供
	対応期	○感染症対策の判断に当たっては、感染症・医療に関する包括的なリスク評価に加え、国民生活及び国民経済に関する情報を収集し考慮する ○得られた情報や対策を都道府県等に共有する ①実施体制の強化、見直し ・速やかな情報収集、分析及びリスク評価に向けた、感染症インテリジェンス体制の強化 ・感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、情報収集・分析の方法や実施体制の検討、見直し ②情報収集・分析に基づくリスク評価 ・国、JIHS、都道府県等における感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、包括的なリスク評価 ・リスク評価に基づく感染症対策の判断に際した、国民生活及び国民経済に関する必要な情報の収集、考慮 ③リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施 ・リスク評価に基づき強化した感染症インテリジェンス体制による、情報収集・分析、リスク評価の実施 ・感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響の把握 ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施 ・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え ⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ・国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策に関する都道府県等や国民等への提供・共有	①実施体制の強化、見直し ・感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、情報収集・分析の方法や実施体制の検討、見直し ②情報収集・分析に基づくリスク評価 ・感染症危機の経過、状況の変化等を踏まえた、包括的なリスク評価 ・リスク評価に基づく感染症対策の判断に際した、県民生活及び県民経済に関する必要な情報の収集、考慮 ③リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施 ・リスク評価に基づく情報収集・分析 ・感染症危機が国民生活及び県民経済等に及ぼす影響の把握 ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え ⑤情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ・ 国等から共有された、国内外の情報や対策を県民等へ提供

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
③サーベイランス	準備期	○感染症サーベイランスの実施体制を整備するとともに、DXを推進する ○平時からの感染症サーベイランスを実施する ①実施体制の構築 ・平時からの感染症サーベイランスの実施体制の構築 ・都道府県等への感染症サーベイランスに係る技術的な指導及び支援や人材育成、訓練の実施 ・国内の民間検査機関を含む関係機関、外国政府、国際機関との情報共有・意見交換の実施 ②平時から行うサーベイランスの実施 ・国及び都道府県等における急性呼吸器感染症の全国的な流行情報の把握 ・国及び都道府県等における家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握、関係者間での情報共有体制の整備 ・訓練を通じた疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期検知の運用の習熟、感染症サーベイランスシステムの管理・改善 ③人材育成及び研修の実施：有事に必要な人員規模を検討した上での研修の実施 ④DXの推進 ・電子カルテと発生届の連携の検討を進める等のDXの推進、感染症サーベイランスシステム等のシステム改善 ⑤分析結果の共有：分析結果の都道府県等や国民等への提供・共有	①実施体制の構築 ・平時からの感染症サーベイランスの実施体制の構築 ・感染症サーベイランスに係る国の技術的な指導及び支援による人材育成、訓練の実施 ②平時から行うサーベイランスの実施 ・急性呼吸器感染症の全国的な流行情報の把握 ・家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握 ・保健所に対し鳥インフルエンザ等の疑い患者に係る情報提供があった際の関係者間での情報共有体制の整備 ・疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期検知の運用の習熟 ③人材育成及び研修の実施：国が実施する有事に必要な人員規模を検討した上での研修への参加 ④DXの推進 ・発生届の感染症サーベイランスシステムによる電磁的届出の普及啓発 ⑤分析結果の共有：共有された分析結果の県民等への提供・共有
	初動期	○準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する ○リスク評価に基づき感染症サーベイランス体制を強化する ①有事の体制への移行時期判断 ・初期段階のリスク評価に基づく有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行判断、実施体制の整備 ②有事の感染症サーベイランスの開始 ・準備期から実施するサーベイランスの継続 ・疑似症の症例定義の実施及び当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るための有事の感染症サーベイランスの開始 ③リスク評価に基づく実施体制の強化 ・感染症の特徴や病原体の性状の分析、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価 ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・初期段階でのリスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施 ⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有 ・感染症発生状況等の得られた情報の都道府県等や国民等への提供・共有	②有事の感染症サーベイランスの開始 ・準備期から実施するサーベイランスの継続 ・国の症例定義に基づく当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・国からの指示に基づく感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るための有事の感染症サーベイランスの開始 ・地方衛生研究所等において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体の亜型等の同定 ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・初期段階での国のリスク評価に基づく感染症対策の実施 ⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有 ・感染症発生状況等の得られた情報の県民等への提供・共有
	対応期	○有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備し、流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する ○新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施体制を見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行する ①実施体制の整備、見直し ・リスク評価に基づく有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備 ・都道府県等及びJIHSとの連携による必要なサーベイランスの実施 ②有事の感染症サーベイランスの実施 ・新型インフルエンザ等の発生状況に応じた、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直し ・患者数や業務負担も考慮した全数把握の必要性の評価、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行 ③リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施 ・リスク評価に基づくサーベイランスの強化や重点化、効率化の必要性の評価、必要な対応の実施・見直し ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施 ・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え ⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有 ・感染症発生状況等の得られた情報の都道府県等や国民等への提供・共有	①実施体制の整備、見直し ・リスク評価に基づく有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備 ・国及びJIHSとの連携による必要なサーベイランスの実施 ②有事の感染症サーベイランスの実施 ・新型インフルエンザ等の発生状況に応じた、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直し ・患者数や業務負担も考慮した全数把握の必要性の評価、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行 ・国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施 ・国及びJIHSと連携し、リスク評価に基づくサーベイランスの強化や重点化、効率化の必要性の評価、必要な対応の実施・見直し ④リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ・国のリスク評価や判断等に基づく感染症対策の実施 ・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の切替え ⑤感染症サーベイランスから得られた情報の共有 ・感染症発生状況等の得られた情報の県民等への提供・共有

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	準備期	○感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう 感染症危機に対する理解を深める//リスクミの在り方の整理・体制整備 ①発生前における国民等への情報提供・共有 i) 感染症に関する情報提供・共有 ※有用な情報源として認知度・信頼度向上 ii) 偏見・差別等に関する啓発 iii) 偽・誤情報に関する啓発 ②発生時における情報提供・共有体制の整備等 i) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 ・国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法を整理 ・ワンボイスでの情報提供・共有を行う体制整備・方法等の整理 ・地方公共団体・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有の在り方の整理 ・感染症の発生状況等に関する公表基準等の必要な見直し・明確化 ・国際的な情報発信・共有 ii) 双方向のコミュニケーションの体制整備・取組の推進 ・受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等の整理、体制整備 ・コールセンター等設置の準備、都道府県・市町村に対するコールセンター等設置準備の要請 ・リスクミの研究、職員に対する研修を通じた手法の充実・改善	・国が示す方針や感染症の情報について、地域の感染状況を踏まえながら県民へ情報提供等
	初動期	○感染拡大に備えて、科学的根拠等に基づく正確な情報を国民等に的確に提供・共有し、準備を促す ①迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用 ・行動変容等に資する啓発・メッセージ ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有 ・関係機関の情報を集約の上、総覧できるウェヴサイト ・JHHSによる科学的知見等の分かりやすい情報提供・共有 ・地方公共団体・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有 ・感染症の発生状況等に関する公表基準等の必要な見直し・明確化等 ・国際的な情報提供・共有 ②双方向のコミュニケーションの実施 ・SNSの動向把握等を通じて受取手の反応や関心を把握 ・Q&A等の作成・公表、地方公共団体に共有 ・コールセンターの設置、寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し関係省庁に共有、Q&Aに反映する等の情報提供・共有する内容に反映 ③偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・偏見・差別等は許されるものではないこと等について、その状況等を踏まえて適切に情報提供・共有、相談窓口の周知 ・偽・誤情報の拡散状況等をモニタリングし、その状況を踏まえて、科学的知見等に基づく情報を提供・共有 ・SNS等のプラットフォーム事業者に対して、必要な要請・協力	・国が示す方針や感染症の情報について、地域の感染状況を踏まえながら県民へ情報提供等 ・様々な相談窓口を通して感染症に対する正しい知識の普及
	対応期	○国民等の関心事項等を踏まえつつ、各種対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す 上記の対応に加えて、下記の対応を実施する（病原体の性状等が明らかになった状況に応じた対応） ①封じ込めを念頭に対応する時期 ・感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 i)病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明 ・感染拡大防止措置等が見直される場合、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明 ii)こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 ・特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得る iii)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ・平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う	・国が示す方針や感染症の情報について、地域の感染状況を踏まえながら県民へ情報提供し、県民等に必要な感染対策への協力を依頼 ・感染症に関する一般的な問合せに対する相談窓口や誹謗中傷相談窓口を設置する等、相談窓口を通して感染症に対する正しい知識の普及 ・感染症の特性を発信することや、感染状況のわかりやすい指標を設定し、地域ごとに感染状況の目安を示すことにより、県民等に必要な感染対策への協力を依頼

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」 各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑤水際対策	準備期	○有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講じるため、 ・ 平時から、水際対策に係る体制整備や研修、訓練を行い、水際対策に必要な物資や施設の確保やシステムの整備を行う ・ 海外における感染症情報の収集・提供体制を整備する ①水際対策の実施に関する体制の整備 ・ 基礎的知識の習得のための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修 ・ 水際対策の実効性を高めるため関係機関との合同実施も含めた訓練 ・ 感染症対策物資の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認 ・ 医療機関、宿泊施設や搬送機関との協定を締結 ・ 検査の実施体制の整備、地方衛生研究所等との協定を締結する等、協力体制を構築 ・ 入国時や、都道府県等への情報共有等のためのシステムを整備し、随時更新 ②在外邦人や出国予定者への情報提供に関する体制の整備 ・ 諸外国・地域における感染状況や水際対策に係る情報を入手する体制を構築 ・ 在外邦人や出国予定者に対し、情報発信や注意喚起を行う体制を構築 ③地方公共団体等との連携 ・ 平時から医療機関や都道府県等との連携を強化	①水際対策の実施に関する体制の整備 ・ 水際対策の実効性を高めるため関係機関との合同実施も含めた訓練の実施 ・ 円滑に入院等を行うことができるよう検疫との連携体制を構築 ・ 最寄りの地方衛生研究所等にPCR検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築 ・ 国のシステム整備を受け、情報共有等を円滑に行う ②国等との連携 ・ 国が行う検疫法の規定に基づく協定締結に当たっては、医療機関とともに連携 ・ 有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から国や医療機関との連携を強化する
	初動期	○迅速に水際対策の内容を検討・実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保する ①新型インフルエンザ等の発生期初期の対応 ・ 主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報収集 ・ 入国者への質問票の配布等や入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配布等 ②新型インフルエンザ等の法律上の類型の決定 ③検疫措置の強化 ・ 診察、検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施 ・ 水際対策を徹底するための措置と、水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討 ④入国制限等：指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人についてのの上陸拒否や必要な査証制限、船舶・航空機の運航制限の要請等 ⑤密入国者対策 ⑥システムの稼働 ⑦関係各国・地域への情報提供 ⑧地方公共団体等との連携 ⑨在外邦人支援	・ 検疫措置の強化に伴い、国から新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備 ・ 入国者の質問票等により得られた情報について、検疫から提供を受け、健康監視を実施 ・ 検疫と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施 ⑨外国人旅行者等への対応 ・ 健康監視実施にあたる通訳等の体制整備 ・ 居宅等待機者の居場所（宿泊先）の確保 ・ 居宅等待機者の有症状時の居場所および交通手段の確保
	対応期	○新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する 下記の時期を踏まえた対応について記載 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 状況の変化を踏まえ、初動期の対策を継続 ②病原体の特性に応じて対応する時期 ・ 国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施 ・ 新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切替え ③ワクチン・治療薬等により対応力が高まる時期 ・ ワクチンや治療薬の開発・普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討・実施 ・ 国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施 ・ 新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切替え	・ 居宅等待機者等に対する健康監視について、感染症法の規定に基づき国に要請した場合、国が、県の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、県に代わって健康監視を実施する ④外国人旅行者等への対応 ・ 患者等の居場所（宿泊先）の確保 ・ 患者等の有症状時の居場所および交通手段の確保

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑥まん延防止	準備期	○有事に備え、まん延防止対策の実施時に考慮すべき指標等の検討や国民・事業者等の理解の増進を図る ①対策実施時に考慮する指標・データの検討 ・指標やデータの内容や取得方法、取得時期を整理 ②有事のまん延防止対策強化に向けた国民や事業者の理解促進 ・国民一人一人の感染対策への協力の重要性 ・基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応 ・不要不急の外出自粛や休業要請等の意義	②有事のまん延防止対策強化に向けた県民や事業者の理解促進 ・県民一人一人の感染対策への協力の重要性 ・基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応 ・不要不急の外出自粛や休業要請等の意義
	初動期	○感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める ①国内でのまん延防止対策実施の準備 ・感染症法に基づく対応準備 （患者）入院勧告・措置、（濃厚接触者）外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導 ・検疫所から提供される、感染が疑われる入国者の情報について、国及び都道府県で相互連携・有効活用 ・地方公共団体や指定（地方）公共機関に対し、業務継続計画（BCP）等に基づく対応準備を要請	①県内でのまん延防止対策実施の準備 ・感染症法に基づく対応準備 （患者）入院勧告・措置、（濃厚接触者）外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導 ・検疫所から提供される、感染が疑われる入国者の情報について、国と相互連携・有効活用 ・業務継続計画（BCP）等に基づく対応準備
	対応期	○感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療のひっ迫を回避し、国民の生命や健康を守る ○準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響とを総合的に勘案、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで国民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る ①まん延防止対策として実施する措置の選択肢（※1：まん延防止等重点措置、※2：緊急事態措置） ・患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置や外出自粛要請等）や病原体の性状に応じた対策（クラスター対策） ・住民：基本的な感染対策の勧奨、感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛※1、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛※2等 ・事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更※1、施設の使用制限※2、休業等の要請※2等 ②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 ・封じ込めを念頭に対応する時期：医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講じる ・病原体の性状等に応じて対応する時期：病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る ⇒医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を検討 ⇒こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合、そのグループへの重点的な対策を検討 ・ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期～特措法によらない基本的感染症対策への移行期 感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する ③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の検討 ・感染症の特徴、地域の感染状況や医療ひっ迫状況等に基づくリスク評価に基づき、医療の提供に支障が生じないよう措置を講ずる ・対策の効果と国民生活・社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、対象地域・期間・業態等を判断 「封じ込めを念頭に対応する時期」⇒科学的知見の集積が不十分であっても、そのことを国民・事業者に対して共有しつつ、必要に応じて、まん延防止等重点や緊急事態措置の実施の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講ずる 「病原体の特性に応じて対応する時期」⇒科学的知見や社会経済活動に関する状況等を踏まえ、措置の対象を限定し措置を講ずる 「ワクチン・治療薬により対応力が向上する時期」⇒対策の長期化による国民生活・社会生活活動への影響をより重視する	①まん延防止対策として実施する措置の選択肢//患者や濃厚接触者：感染症法に基づく措置（入院勧告・措置や外出自粛要請等）や病原体の性質に応じた対策（クラスター対策）//住民：基本的な感染対策の勧奨、感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛等//事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、営業時間変更、施設の使用制限、休業等の要請等 ②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 ・封じ込めを念頭に対応する時期：必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の検討を含め、強度の高い対策を講じる ・病原体の特性に応じて対応する時期：リスクに応じて、実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る ⇒なお医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を検討 ※病原性が高くなく、感染性が高い場合：強度の低いまん延防止対策・宿泊療養や自宅療養等の体制確保・予防計画及び医療計画に基づき医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応 ⇒それでも医療提供体制のひっ迫のおそれが生じた場合、県が当該状況の発生について公表、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国は県を支援 こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討 ・ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期～特措法によらない基本的感染症対策への移行期：感染拡大リスクが低下したと認められる場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討 ③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の検討 ・県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の評価に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する ・まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言にあたっては、JIHS等からの科学的知見や県の医療提供体制の状況等について国、JIHSと緊密に連携し共有

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑦ワクチン	準備期	○「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づきワクチンの研究開発、確保、供給、接種体制の構築に必要な準備を進める ○ワクチンに関する情報提供やDX、国際連携の取組みを推進する ①研究開発 ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、研究開発・生産・供給体制の構築のために必要となる施策を実施 ・大規模臨床試験の実施を支援するための体制・環境を整備 ・プッシュ型及びプル型研究開発支援を推進 ②ワクチン確保 ・ブレパンデミックワクチンの備蓄及びパンデミックワクチンの開発、製造に必要な体制や資材等の確保 ③接種体制の構築 ・接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理 ・特定接種や住民接種の体制の整備を進める ④情報提供 ・ワクチンに関する基本的な知識についてホームページ、SNS等を通じて情報提供を行い、国民の理解を促進 ⑤DXの推進 ・予防接種事務のデジタル化を進め、迅速かつ正確な接種記録等の管理が行えるよう基盤を整備 ⑥国際連携 ・ワクチンの研究開発のための国際的な枠組みに参画	③ワクチンの供給体制及び接種体制の構築 ・市町村、医師会、卸売販売業者団体等と協議し、円滑な流通体制を構築 ・国の要請に基づく特定接種や住民接種体制の構築、接種実施に向けた準備 ④情報提供 ・ワクチンに関する基本的な知識についてホームページ、SNS等を通じて情報提供を行い、県民の理解を促進
	初動期	○国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データの情報を早期に入手し、研究開発を推進する ○ワクチンの生産や流通、接種に必要な体制について整備を行う ①研究開発 ・国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供 ・パンデミックワクチンの研究開発支援として、優先的な相談対応、承認審査の実施、大規模臨床試験費用等を検討 ・産学官の研究開発関係者と情報共有し、相互連携を支援 ・治験が円滑に行えるよう医療機関やアカデミアとの連携を支援 ・開発されたワクチンについて、速やかに接種に移行できるよう薬事審査・承認のプロセスについて検討 ②ワクチン等の確保 ・ブレパンデミックワクチンの有効性の検証 ・パンデミックワクチンの国内における開発・生産を要請するとともに、国際的な状況にも配慮し海外ワクチンの確保についても必要な対応を進める ③接種体制 ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況を踏まえた接種の優先順位や接種体制の整備。また、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討	③接種体制 ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築 ・予防接種を行うために必要に応じて、医療関係者へ協力の要請又は指示を実施 ・接種に携わる医療従事者が不足する場合等は、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討
	対応期	○流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める ○予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連するリスクミを行う ①研究開発 ・流行株の変異に留意しながら産学官が連携して研究開発を推進 ②ワクチンや接種に必要な資材の供給 ・ワクチンや注射針、シリンジ等の資材が円滑に流通されるよう支援 ③接種の実施 ・構築した接種体制に基づき接種を進める ・流行株の変異に留意し、追加接種の必要も含め継続的な接種体制の整備に努める ④副反応疑い報告等 ・予防接種データベースを活用し、副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見について収集し、国民への適切な情報提供を実施 ⑤情報提供 ・予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種に関連する情報の提供を行う ・国民が正しい情報に基づいて接種の判断が行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う	②ワクチンや接種に必要な資材の供給 ・国からの要請に基づきワクチン、注射針やシリンジ等を円滑に流通できる体制を構築 ③接種の実施 ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ・追加接種を行う場合にも円滑に接種できるよう市町村や医療機関と連携し継続的な接種体制の整備に努める ・感染状況を踏まえ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討 ・高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保 ⑤情報提供 ・県が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について県民への周知・共有⁷

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑧医療	準備期	○医療機関が有事に適切な対応を行えるように、平時から予防計画及び医療計画に基づく体制整備、訓練や研修、連携協議会の活用等を行う ①予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備 ・都道府県は予防計画及び医療計画で体制の目標値を設定し、医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣に関する協定を締結//国は医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表 ②研修や訓練による人材の育成等 国、都道府県、JIHSは研修や訓練の実施で医療人材や感染症専門人材の育成を推進 ③施設や設備の充実等による対応能力の強化 ・G-MISの改善や電子カルテ情報の標準化等、DXを推進//医療機関の施設整備及び設備整備の支援とゾーニング等の確認//都道府県は国による整理も踏まえ、臨時の医療施設の設置・運営・人材確保等の方法の整理 ④地域の連携の強化：都道府県は都道府県連携協議会等を活用し医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化と有事の対応を整理し確認 ⑤特に配慮が必要な患者への医療提供：都道府県は小児や妊産婦等要配慮患者の受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等について協議	①予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備 ・予防計画及び医療計画で体制の目標値を設定し、医療機関等との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材派遣に関する協定を締結 ・民間事業者等との間で、検査措置協定や、宿泊・自宅・相談体制の整備に関する協定を締結 ②研修や訓練による人材の育成等 ・国やJIHS等による研修や訓練を活用するなど医療人材や感染症専門人材の育成を推進 ③施設や設備の充実等による対応能力の強化 ・国の補助等を活用し、医療機関の施設整備及び設備整備の支援を実施 ・国の整理等を踏まえ、臨時の医療施設の設置・運営・人材確保等の方法等を検討 ④地域の連携の強化 ・連携協議会等を活用し医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化と有事の対応を整理し確認 ⑤特に配慮が必要な患者への医療提供 ・小児や妊産婦等要配慮患者の受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等について医療機関、保健所、消防機関、民間搬送事業者等との間で、平時から協議
	初動期	○感染症の情報収集及び分析と地域への共有を行い、地域において相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する ①新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等：感染症の情報収集及び分析を実施//感染症発生状況、特徴、症例定義を含む診断・治療に関する情報等を都道府県や関係機関へ周知・共有 ②医療提供体制の確保：都道府県は準備期において連携協議会等で整理した患者による相談・受診から入院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備）//医療機関のG-MIS入力を通じた患者の受入状況等の共有//都道府県等は住民等に対し相談センターに相談するよう周知 ・国は都道府県に対し、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関の対応の準備に係る要請を実施	①新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等 ・感染症の情報収集及び分析を実施//感染症発生状況、特徴を含む診断・治療に関する情報等を関係機関へ周知・共有 ②医療提供体制の確保 ・連携協議会等で整理した患者による相談・受診から入院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等における患者の受入体制の確保、協定に基づく相談センターの整備）//医療機関のG-MIS入力を通じた患者の受入状況等の共有//市町村と連携し、医療機関への受診方法等について県民等に周知 ・感染状況に応じて、流行初期の対応を行う協定締結医療機関に対処対応の準備に係る要請を実施
	対応期	○感染症の情報収集及び分析と地域への共有を継続し、地域の状況に応じて関係機関が連携の上、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。また、一部の地域の医療がひっ迫した場合や、準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合等にも機動的かつ柔軟に対応する ①新型インフルエンザ等に関する基本の対応 ・感染症の情報収集及び分析を行い、都道府県や医療機関等に迅速に共有し、臨床情報や病床使用率等を踏まえ、症例定義や入院基準、濃厚接触者の基準等について柔軟に見直し//都道府県は準備期に連携協議会等で整理した医療提供体制が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請//都道府県等は民間搬送事業者等と連携し、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間の移動手段を確保//医療機関はG-MISへの入力を通じ、確保病床数・稼働状況、外来ひっ迫状況、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況等を共有。都道府県は状況に応じた支援を実施//都道府県は地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知 ②時期に応じた医療提供体制の構築 ・流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定）は、感染症指定医療機関が対応するとともに、流行初期医療確保措置協定締結医療機関も病床確保又は発熱外来を実施。都道府県等は、相談センターの強化や入院調整（必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使）及び移送を実行。流行初期以降は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、地域の感染状況等に応じて、対応する協定締結医療機関を拡大。都道府県は、病床使用率が高くなってきた場合には、自宅等での療養の体制を強化。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を実施。必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、医療人材の派遣を要請//国は都道府県に対し、病原体の性状に応じ、特定のグループが重症化しやすい場合は、高リスク者に重点的な医療提供体制を確保するよう要請 ③予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合：通常医療との両立を踏まえながら、協定内容の機動的な変更等を実施 ④予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合：国や都道府県は必要に応じて、広域の医療人材派遣や患者搬送等の調整、臨時の医療施設の設置、まん延防止の措置、重症度や緊急度に応じた医療提供等を実施	①新型インフルエンザ等に関する基本の対応 ・感染症の情報収集及び分析を行い、医療機関等に迅速に共有し、病床使用率、外来ひっ迫状況等を踏まえ、入院基準等について柔軟に見直し//準備期に連携協議会等で整理した医療提供体制が適切に確保できるよう、協定締結医療機関に対して、協定に基づき必要な医療措置の実施を要請//民間搬送事業者等と連携し、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間の移動手段を確保//医療機関への支援について、確保病床使用率、外来ひっ迫状況、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況等を勘案し、国の検討状況等を踏まえて実施//市町村と連携し、医療機関への受診方法等について県民等に周知（相談センターによる受診相談等） ②時期に応じた医療提供体制の構築 ・流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定）は、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等を中心に病床確保又は発熱外来を実施。相談センターの強化や地域の感染状況等に応じた入院調整及び移送を実施。流行初期以降は、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等に加えて、地域の感染状況等に応じて、対応する協定締結医療機関を拡大。病床使用率が高くなってきた場合には、自宅等での療養の体制を強化。また、症状が回復した者については、後方支援を行う協定締結医療機関への転院等を実施。必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、医療人材の派遣を要請//国からの要請に基づき、病原体の性状に応じ、特定のグループが重症化しやすい場合は、高リスク者への重点的な医療提供体制を確保//有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化 ③予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合 ・通常医療との両立を踏まえながら、協定締結医療機関等と協議の上、協定内容の機動的な変更等を実施 ④予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合 ・必要に応じて、広域の医療人材派遣や患者搬送等の調整、臨時の医療施設の設置、まん延防止の措置、重症度や緊急度に応じた医療提供等を実施

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑨治療薬・治療法	準備期	○平時より重点感染症を対象とした研究開発を推進することで体制作りを行うとともに、訓練等でその実効性を定期的に確認し、最新の体制に合わせた変更を不断に行う ①重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備 ・感染症危機対応医薬品の利用可能性確保のため重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備 ②戦略的な治療薬・治療法の研究開発推進 ・対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を実施し、研究開発の方向性を整理//国、JIHS、AMED等が連携した研究開発体制の構築//プッシュ型及びプル型研究開発支援を推進//研究開発推進のためのファンディング機能の強化//研究開発企業の育成・振興、基礎・臨床研究等の人材育成//DXの推進（電子カルテからの情報抽出を通じた、治療薬等の研究開発の基盤強化） ③必要な薬事規制の整備 ・緊急時に柔軟な薬事審査を行うための薬事規制の整備//治療薬を早期普及するための薬事規制の国際調和 ④治療薬・治療法の活用に向けた整備 ・医療機関への診断・治療に資する情報提供体制の整備//有事における治療薬の供給に備え、有事を想定した訓練や国際的な連携・協力体制の調整を実施//抗インフルエンザウイルス薬を含む感染症危機対応医薬品等の備蓄・確認、流通体制の整備	④治療薬・治療法の活用に向けた整備 ・医療機関への診断・治療に資する情報提供体制の整備 ・新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等に基づき、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量为目标として計画的かつ安定的に備蓄する
	初動期	○治療薬・治療法の研究開発の推進と迅速な承認から生産、配分、流通管理等を含めた一連の取組みを進める ①国内外の研究開発動向の情報収集・分析及び共有 ・発生した新型インフルエンザ等について、研究開発動向・臨床情報を収集し政府・医療機関で共有 ②研究開発方針等の検討 ・JIHS・AMEDから得られた知見に基づき、研究開発方針・治療薬の確保方針を検討 ③迅速な研究開発の実施 ・病原体やゲノム情報を早期入手し、研究開発機関へ提供//早期の応用開発到達のため、重点感染症に対する研究開発基盤を活用し、基礎研究・橋渡し研究を推進//研究開発企業による迅速な研究開発・早期実用化の支援//平時に構築した治験体制を活用し、迅速に臨床研究開始 ④緊急承認・特例承認の実現可能性の検討開始 ⑤治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 ・既存治療薬の有効性検証、流行初期の治療指針の策定//診断に資する情報・治療指針を医療機関等へ情報提供//有効と判明した既存治療薬の確保//供給量を踏まえ、適切な配分と流通関連を実施 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄把握、予防投与	①国内外の研究開発動向の情報収集・分析及び共有 ・発生した新型インフルエンザ等について、研究開発動向・臨床情報を収集し医療機関間で共有する機会の設置 ⑤治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 診断に資する情報・治療指針を医療機関等へ情報提供//有効と判明した既存治療薬の確保//供給量を踏まえ、適切な配分と流通管理を実施 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の市場在庫調査、必要に応じた濃厚接触者等への予防用備蓄薬の供給
	対応期	○迅速に有効な治療薬を開発、承認、確保し、治療法を確立するとともに、必要な患者に公平に普及させる ①国内外の研究開発動向の情報収集・分析及び共有 ・既存の治療薬の有効性を含め、情報収集・分析を行い、政府・医療機関で共有 ②研究開発方針等の検討 ・得られた知見に基づき、研究開発・確保方針の随時検討//重症化リスクの高い者を対象とした優先的な開発を推進 ③治療薬・治療法の研究開発の推進 ・開発企業に対する研究開発段階、薬事承認、実用化に至るまでの伴走型支援//治療薬の開発に際した、臨床試験の実施支援 ④治療薬の確保等に係る調整 ・開発された治療薬の緊急承認・特例承認を速やかに検討 ⑤対症療法薬の確保 ⑥治療薬・治療法の活用 ・早期普及に向け、エビデンス整理・治療指針の策定支援//有効性・安全性及び副作用発生状況をフォローアップ//需要・供給を踏まえ、治療薬の確保・流通体制見直し ⑦中長期的予後の把握と合併症に対する治療法の研究 ⑧備蓄・流通状況に応じ、配分調整・予防投与の継続判断	①国内外の研究開発動向の情報収集・分析及び共有 ・既存の治療薬の有効性を含め、診断・治療に資する情報および策定された治療指針を医療機関へ共有 ⑥治療薬・治療法の活用 有効性・安全性及び副作用発生状況を把握//需要・供給を踏まえ、治療薬の確保・流通体制見直し ・県備蓄薬の放出

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑩検査	準備期	○JIHSや地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備する ○検査体制を整備するために必要な人材の育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に都道府県等の予防計画に基づく検査体制の見直しを行う ①検査体制の整備 ・有事に速やかに検査体制を拡大するための支援//JIHSと地方衛生研究所等との連携強化、民間検査機関等と一体となった検査体制の強化の支援//検査物資の備蓄・確保に向けた準備//有事の際に検査の実施に関与する機関（検査関係機関等）との連携体制の構築//予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の情報の把握//検査実施能力の確保と検査機器の維持管理//検査機関における検査精度の担保に向けた技術研修の実施 ②訓練等による検査体制の維持・強化 ・検査関係機関等が参加する訓練等の実施//訓練等を活用した地方衛生研究所等の検査体制の維持//歯科医師を対象とした検体採取の技術研修の実施 ③検査の状況等の把握体制の確保 ④研究開発支援策の実施等 ・新たな検査診断技術の開発も見据えた検査診断技術の開発方針の整理//研究機関、検査機関等を含めた研究開発体制の構築//研究開発企業の育成・振興//海外からのゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制の確認 ⑤有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理	①検査体制の整備 ・国と連携した検査の精度管理、感染症サーベイランスの実施体制の整備・維持//JIHSと地方衛生研究所等との連携を強化し、民間検査機関等と一体となった検査体制の強化//検査物資の備蓄・確保//民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結//検査機関との役割分担の確認//予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の把握//国の実施する技術研修への参加による人材育成 ②訓練等による検査体制の維持・強化 ・国が実施する訓練への参加//地方衛生研究所等が実施する訓練等による検査体制の確認、人材育成 ④研究開発支援策の実施等 ・国の方針を踏まえ、検査診断技術の研究開発等のための研究機関等との連携やネットワークの強化//国が主導する検査法等の研究開発に係る臨床研究の実施への協力
	初動期	○新型インフルエンザ等の発生情報段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法の確立、検査体制が早期に整備されることを目指す ①検査体制の整備 ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の情報の確認と、必要に応じた検査体制の拡充の要請・支援//検査物資の確保状況の確認、必要に応じた増産の要請//必要に応じた運送事業者等との協定等の締結、協力事業者の拡大の必要性についての判断//検疫所等での技術的検証の実施//感染症に関する情報の入手、情報に基づく検査体制の拡充 ②国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及 ・病原体の早期の入手や病原体情報の公表//研究機関等との協力による汎用性の高い検査手法の迅速な開発//既存の診断薬・検査機器等の活用の可否の検討・判断//地方衛生研究所等への技術的支援の実施 ③研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 ・研究開発能力を有する研究機関等との検査診断技術の開発の実施//各種検査方法の指針等に関する地方衛生研究所等への情報提供//緊急承認等の適用可否の検討、医療機関等への速やかな情報提供 ④診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整 ⑤リスク評価に基づく検査実施の方針の検討：病原体の特徴や流行状況等に基づいたリスク評価に基づく検査実施の方針の決定と段階的な見直し、国民への情報提供	①検査体制の整備 ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の確認と、検査体制の立ち上げ//検査等措置協定締結機関への検査体制整備の要請 ②PCR検査等の検査手法の普及と検査能力の確保 ・国から提供される検査試薬及び検査マニュアルを基にした速やかな検査の開始//検査等措置協定締結機関への試薬情報の提供・支援等により検査実施能力を確保 ③検査診断技術の普及と研究開発への協力 ・国の示す各種検査方法の指針等の地方衛生研究所等への情報提供//国が主導する検査法等の研究開発に係る臨床研究の実施への協力 ⑤国のリスク評価に基づく検査の実施と県民への情報提供 ・国の検査実施の方針に基づく検査の実施、県民への情報提供
	対応期	○国や地域ごとの感染症の発生状況や発生動向の推移、病原体の性状に加え、診断等に資する検体採留部位や検体採留時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変更を踏まえた対応を行う ①検査体制の拡充 ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の情報の確認と、必要に応じた検査体制の拡充の要請・支援//検査物資の確保状況の確認 ・必要に応じた増産の要請//必要に応じた運送事業者等との協定の締結、協力事業者の拡大の必要性についての判断//国内の検査体制に係る情報収集、必要に応じた検査体制の見直し ②研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 ・国内で検査方法が開発された場合の臨床試験の実施に係る支援//緊急承認等の適用可否の検討、医療機関等への速やかな情報提供//より安全性が高い検査方法・検体採取方法が新たに開発された場合、当該検査方法の速やかな普及 ③検査方法の精度の維持管理・見直し　　④診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整 ⑤リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し ・病原体の性状や流行状況等に基づいたリスク評価に基づく検査実施の方針の決定と段階的な見直し、国民への情報提供 ・感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活の維持における検査の利活用は是非について、技術的な観点や国民生活及び国民経済等の観点から検討し判断	①検査体制の拡充 ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の確認と、必要に応じた民間検査機関等に対する検査体制の拡充の要請 ②検査診断技術の普及と研究開発への協力 ・国が主導する検査法等の研究開発に係る臨床研究の実施への協力//より安全性が高い検査方法・検体採取方法が新たに開発された場合、当該検査方法の速やかな普及 ⑤国のリスク評価に基づく検査の実施と県民への情報提供 ・国の検査実施の方針に基づく検査の実施、県民への情報提供

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑪保健	準備期	○人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備する ○都道府県等の本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする ①人材の確保：国において都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会とも協力しながら整備//都道府県において感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築 ②ＢＣＰを含む体制の整備：都道府県等は、流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数を毎年確認//保健所及び地方衛生研究所等の業務に関するＢＣＰを策定 ③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ・都道府県等や保健所において感染症有事体制を構成する人員への年１回以上の研修・訓練を実施//国において 人材の育成や研修の実施を行い、地域の専門人材を充実//都道府県等において感染症危機管理局に限らない全庁的な研修・訓練を実施//都道府県連携協議会を活用し、関係機関や専門職能団体との連携体制を構築、強化 //都道府県は、必要に応じて総合調整権限を行使し、医療提供体制の確保について関係機関と確認 ④保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 ・保健所及び地方衛生研究所等は健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、都道府県等の本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築、交替要員を含めた人員体制を整備//地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の維持//感染症サーベイランスシステムを活用した各種感染症の流行状況の把握 ⑤ＤＸの推進：感染症サーベイランスシステムやＧ－ＭＩＳの活用 ⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション：都道府県等において有事に速やかに住民への情報提供・共有体制を構築するための検討を実施//都道府県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切に情報共有できるよう平時から配慮	①人材の確保：感染症対応が可能な人材の確保、受援体制の整備 ②ＢＣＰを含む体制の整備：保健所における流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数を毎年確認//地方衛生研究所等における検査体制の確保、定期的な目標達成状況の確認//毎年保健所及び地方衛生研究所等の業務に関するＢＣＰを策定し、感染症有事体制の状況を見直し ③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 ・保健所において感染症有事体制を構成する人員への年１回以上の研修・訓練を実施//地方衛生研究所等における実践的訓練の実施//管内の保健所や地方衛生研究所等の人材育成を支援//国の研修を積極的に受講等し、地域の専門人材を充実//感染症危機管理局に限らない全庁的な研修・訓練を実施//連携協議会において、入院調整の方法や検査体制等、協議し、予防計画を策定・変更//予防計画、行動計画、健康危機対処計画等を参考に具体的な対策を検討する//本庁感染症担当課は、必要に応じて総合調整権限を行使し、医療提供体制の確保について関係機関と確認 ④保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 ・保健所及び地方衛生研究所等は健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、都道府県等の本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築、交替要員を含めた人員体制を整備//外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察体制を整備//地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の維持//感染症サーベイランスシステムを活用した各種感染症の流行状況の把握 ⑤ＤＸの推進：感染症サーベイランスシステムやＧ－ＭＩＳの活用 ⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション：国が示す方針や感染症の情報について、地域の感染状況を踏まえながら県民へ情報提供等//高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切に情報共有できるよう平時から配慮 ・保健所は、感染症情報センターと連携し、地域の感染症情報の共有や必要に応じた相談を実施
	初期期	○住民が不安を感じ始める時期であることを踏まえ、有事体制への移行準備を迅速に行う ○国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより地域の協力を得ながら感染拡大リスクを低減させる ①有事体制への移行準備：都道府県等は、厚生労働大臣の公表に備え、保健所及び地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認に加え、患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施 ②住民への情報提供・共有の開始：国は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況等について、都道府県等に提供して支援//都道府県等において速やかに相談センターを整備し、有症状者等が必要に応じて適時に感染症指定機関への受診につながるよう周知するとともに、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知等を通じ、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを開始 ③公表前に管内で感染が確認された場合の対応 ・都道府県等は、疑似症サーベイランス等により管内での疑似症患者の発生を把握した場合は、積極的疫学調査及び検体採取を行うとともに、感染症のまん延を防止するため、感染症指定医療機関への入院について協力を求める	①有事体制への移行準備：厚生労働大臣の公表に備え、保健所及び地方衛生研究所等における有事体制への移行準備//速やかな検査体制の立ち上げ//相談・受診から入退院までの流れを整備 ②県民への情報提供・共有の開始：帰国者や有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備し、感染症指定機関への受診調整等を実施//国から提供される情報を踏まえＱ&Ａの公表、県民向けのコールセンターの設置等を通じ、県民への情報提供・共有 ③公表前に管内で感染が確認された場合の対応 ・疑似症患者に対し、積極的疫学調査、検体採取及び感染症指定医療機関への入院について協力を求める
	対応期	○予防計画、健康危機対処計画、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき有事体制に移行するとともに、保健所及び地方衛生研究所等がそれぞれの役割を果たし、地域の関係機関が連携して対応することで、住民の生命及び健康を保護する ○その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする ①有事体制への移行：都道府県等は、感染症有事体制へ移行し、体制の拡充及び感染症対応業務を行う//都道府県は、業務の一元化等を通じて保健所設置市区を支援するとともに、必要に応じて総合調整・指示権限を行使//都道府県は、住民の理解の増進のために市町村へ情報を共有//国において都道府県等に対する助言・支援を実施 ②主な対応業務の実施：都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施 ③感染状況に応じた取組 ・流行初期（公表後おおむね１か月まで）：都道府県等は、有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援要請やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進 ・流行初期以降（公表後おおむね１か月以降）：感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、国は積極的疫学調査や検査等の感染症対応業務の見直しについて検討して方針を示すとともに、都道府県等は業務負荷も踏まえて、体制や対応の見直しを適宜実施 ・特措法によらない基本的な感染対策への移行期においては、地域の実情も踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等の体制を縮小するとともに、住民に対する情報提供・共有を実施	①有事体制への移行準備：応援職員・外部人材の確保等による保健所の有事体制を確立//発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有//有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化//地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査の実施//JIHSが示す指針等に基づく積極的疫学調査の実施//感染症の特徴や病原体の性状や流行状況等を踏まえ患者の療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を実施//患者や濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、市町村と協力して健康観察を行う//患者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める//検疫所と連携した帰国者等に対する健康監視の実施 ③感染状況に応じた取組 流行初期：業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生研究所等の業務効率化//保健所における感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等実施 流行初期以降：保健所の業務ひっ迫時には業務一元化・外部委託等の業務効率化継続//保健所の人員体制や地方衛生研究所等の体制の見直し、適時適切な感染症対応業務の対応の変更

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑫物資	準備期	○関係機関における必要な感染症対策物資等の備蓄を推進するとともに、有事において関係事業者への生産要請や指示を円滑に実施するため、必要な体制を整備する ①感染症対策物資等の備蓄の推進 ・国、地方公共団体、指定（地方）公共機関は、それぞれの計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に必要な感染症対策物資等を備蓄・配置し、確認する ・協定締結医療機関における、個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄を推進する ・協定を締結していない医療機関に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する ・国は、個人防護具について必要となる備品品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する ②感染症対策物資等の需給状況の把握 ・感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に生産等の状況、生産能力等の報告を求め、供給能力を把握する ③生産体制の整備等に関する事業者への要請 ・国は、事業者に対して、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう、必要な対策を講ずるよう要請を行う	①感染症対策物資等の備蓄の推進 ・都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時に必要な感染症対策物資等を備蓄・配置し、確認する ・協定締結医療機関における、個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄を推進する ・協定を締結していない医療機関に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する ・個人防護具について、国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて確保する
	初動期～対応期	○準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給状況を確認の上、必要に応じて、流通調整や生産要請を適切に行う ①感染症対策物資等の備蓄状況の確認等 ・システム等を利用して、協定締結医療機関における個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認。その他の医療機関に対しても、医療機関内の適切な感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の確認を要請する ②感染症対策物資等の需給状況の確認及び安定供給の要請 ・事業者に対し生産・流通・在庫・今後の生産計画等に関する報告を求め、感染症対策物資等の需給状況を確認する ・国は、事業者に対して、感染者の増大に伴う感染症対策物資等の需要の急増にも対応できるよう、安定供給に努めるよう事業者へ要請する ③感染症対策物資等が不足する場合の生産事業者等への要請、支援 ・感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合、事業者に対し生産、輸入の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の要請、指示等を行う ・生産等の要請を行った事業者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる	①感染症対策物資等の供給等 ・協定締結医療機関における個人防護具の備蓄・使用量を勘案し、不足が生じるおそれのある医療機関に対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認した上、供給不足とならないよう対応する
	対応期		

新しい「新型インフルエンザ等対策行動計画」各分野ごとの取組（たたき台）

対策項目	時期区分	政府	長野県
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	準備期	○有事に国民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備等を行う ○有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備等を行う ①情報共有体制の整備 ・国は、国民生活及び社会経済活動に関する情報収集のための体制を整備//国及び地方公共団体は、関係機関が連携するための情報共有体制を整備 ②支援実施に係る仕組みの整備 ・国及び地方公共団体は、行政手続、交付金の交付・給付について、DXを推進 ③法令等の弾力的な運用に関する準備 ④新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備 ・国は事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を勧奨する//指定（地方）公共機関は業務計画の策定等必要な準備を行う ⑤緊急物資運送等の体制整備 ⑥物資及び資材の備蓄//国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関は感染症対策物資のほか必要な食料品や生活必需品等を備蓄//国及び地方公共団体は、事業者や国民にマスク等の衛生用品、必要な食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨 ⑦生活支援を要する者への支援の準備 ⑧火葬能力等の把握、火葬体制の整備	①情報共有体制の整備 ・国及び地方公共団体は、関係機関が連携するための情報共有体制を整備 ②支援実施に係る仕組みの整備 ・国及び地方公共団体は、行政手続、交付金の交付・給付について、DXを推進 ④新型インフルエンザ等発生時の事業継続に向けた準備 ・ 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を勧奨する //指定地方公共機関に対し業務計画の策定等必要な準備を求め、策定支援・状況確認を行う ⑤緊急物資運送等の体制整備 ・国と連携し、指定地方公共機関等に対し体制整備を要請 ⑥物資及び資材の備蓄 ・国、地方公共団体及び指定地方公共機関は感染症対策物資のほか必要な食料品や生活必需品等を備蓄 ・事業者や県民にマスク等の衛生用品、必要な食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨 ⑦市町村と連携して生活支援を要する者への支援の準備 ⑧国及び市町村と連携して火葬能力等の把握、火葬体制の整備
	初動期	○国内での新型インフルエンザ等発生に備え、必要な対策の準備を開始する ○事業継続のための感染対策の準備、法令等の弾力的な運用の周知等を行う ①事業継続に向けた準備の要請 ・国は、必要に応じて事業者に対し、事業継続のための感染対策の準備を要請 ・指定（地方）公共機関等は国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う ②生活関連物資等の安定供給に関する国民、事業者への呼び掛け ・国は国民に対し、生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動をとるよう呼び掛ける//事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する ③法令等の弾力的な運用 ④遺体の火葬・安置//国は、都道府県を通じて市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請する	①事業継続に向けた準備の要請 ・指定地方公共機関等は国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う ②生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼び掛け ・ 県民に対し、生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動をとるよう呼び掛ける//事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する ③法令等の弾力的な運用 ④遺体の火葬・安置//市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請する
	対応期	○平時の準備を基に、国民生活や社会経済活動の安定を確保する ○国及び地方公共団体は、生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う 【国民生活の安定の確保を対象としたもの】 ①生活関連物資等の安定供給に関する国民、事業者への呼び掛け ②心身への影響に関する施策//国及び地方公共団体は、国民の心身への影響を考慮し必要な施策を講じる ③生活支援を要する者への支援//国は市町村に対し、必要に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に生活支援等を行うよう要請する ④教育及び学びの継続に関する支援 ⑤サービス水準の低下に係る国民への周知 ⑥犯罪の予防・取締り ⑦物資の売渡しの要請 ⑧生活関連物資等の価格の安定 ⑨埋葬・火葬の特例 ⑩新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全//行政上の権利利益に係る満了日の延長や期限内に履行されなかった義務に係る免責等の措置 【社会経済活動の安定の確保を対象としたもの】 ①事業継続に関する事業者への要請//国は、事業者に対し事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請する//指定（地方）公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始する ②事業者に対する支援//国及び地方公共団体は影響を受けた事業者への支援を公平性にも留意し実施する ③地方公共団体及び指定（地方）公共機関による国民生活及び国民経済の安定に関する措置 水、電気及びガス等の安定的な供給の確保や緊急物資の運送等 【国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象としたもの】 ①法令等の弾力的な運用 ②金銭債務の支払い猶予 ③新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ④通貨及び金融の安定 ⑤雇用への影響に関する支援 ⑥国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援//国は、具体的に記載した各支援策に加えて、その他の生じた影響について必要に応じ、支援を行う	【県民生活の安定の確保を対象としたもの】 ①生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への呼び掛け ②心身への影響に関する施策//県民の心身への影響を考慮し必要な施策を講じる ③生活支援を要する者への支援// 国と連携して市町村に対し、必要に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に生活支援等を行うよう要請 ④教育及び学びの継続に関する支援 ⑤ サービス水準の低下に係る県民への周知 ⑥犯罪の予防・取締り ⑦物資の売渡しの要請 ⑧生活関連物資等の価格の安定 ⑨埋葬・火葬の特例 ⑩ 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全//国の措置に基づき対応 【社会経済活動の安定の確保を対象としたもの】 ①事業継続に関する事業者への要請// 事業者に対する国の要請について、関係団体等を通じて周知する //指定地方公共機関等は業務計画に基づき、必要な措置を開始する ②事業者に対する支援//国及び地方公共団体は影響を受けた事業者への支援を公平性にも留意し実施する ③地方公共団体及び指定地方公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置 水、電気及びガス等の安定的な供給の確保や緊急物資の運送等 【県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象としたもの】 ①法令等の弾力的な運用 ③新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資